

様式第 2 (第 48 条関係)

引取業者変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
氏 名

電 話 番 号 :

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 46 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

# 引取業の登録に係る誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては  
名称及び代表者名)

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 三 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 五 第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が一から五までのいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの

※：精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者